

【社員 細川 明子からのご挨拶】

今年は、酷暑の夏が過ぎ去ったかと思えば立て続けに台風が上陸し、不安定な気象状況が続いております。皆様方におかれましても、次から次へといろいろな難題が降りかかると感じられている経営者の方も少なくないのではないのでしょうか？
そのような時にはなんでも私たちにご相談ください。細川総合パートナーズグループでは8月に社会保険労務士事務所を立ち上げました。より一層皆様のお役にたてるよう精進してまいりますので、よろしくお願いたします。

「トピックス」

< 税務 >

【タワーマンション節税に対する税務当局の対応】

ここ数年、タワーマンション購入による相続税節税スキームが資産家の間で行われている事に対し、この度税務当局が一定の規制を設けることを検討し始めました。

タワーマンションの相続税法の評価額は、区分所有建物の価額を「建物の固定資産税評価額」で、敷地の価額を「マンション敷地全体の価額(路線価方式又は倍率方式)×敷地権割合」で計算した価額の合計額とされていますが、低層階も高層階も同じ評価方法で行われていました。

ところが一般的にはマンションは高層階の部屋になるほど市場価額は高くなり、国税庁の調査によると平均3倍最大7倍の乖離があったようで、この差額を利用し相続財産の課税価額を圧縮するというスキームでした。

今後は階層によって設定した係数を乗じる等、高層階ほど評価額を増加するような方向で調整されているようですが、市場を冷え込ませる過度の調整はされないように願いたいものです。

【シニアマネージャー 倉本】

< 総務 >

【「株主リスト」を添付書面とする商業登記規則の改正】

商業登記規則の改正により、商業登記の申請に当たっては、株主総会議事録とあわせて株主リストの添付が義務付けられることとなります。

株主リストには、議決権数上位10名又は、議決権割合が2/3に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主について、その氏名、住所等を記載することが必要です。

法人税の確定申告の際に添付する同族会社等の判定に関する明細書(別表二)を作成している場合は、その記載された内容が一定の要件を満たしていれば、株主リストの記載内容を省略することが可能です。(法務省HPに判定フローチャートが掲載されています。)

この改正は、平成28年10月1日から施行され、施行日前に株主総会が行われた場合であっても、施行日以降に登記の申請をするときは、株主リストの添付が必要です。

株主名簿を作成されていない場合や名義株の有無など、この機会に整備確認されることをお奨めいたします。

【職員 本田】

「職員よりひとこと」

8月より入社いたしました、松形薫子と申します。

市役所と予備校で事務職を経験し、このたび弊事務所に税理士業務補助として入社いたしました。業界未経験で転職したため、目に触れるもの全てが新鮮で、毎日が勉強の日々です。

弊事務所でさまざまな知識を吸収し、間接的にお客様のお役に立ちたいと考えております。お客様と直接お会いする機会は少ないとは存じますが、お電話をお受けした際には、元気よく応対させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(職員 松形)

税務予定表

<10月>

- ・9月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・8月決算法人の確定申告

<11月>

- ・10月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・所得税予定納税第2期分納付
- ・個人事業税第2期分納付
- ・9月決算法人の確定申告

<12月>

- ・11月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・固定資産税・都市計画税第3期分納付
- ・給与所得の年末調整
- ・10月決算法人の確定申告